

# 平成 28 年度かわさき市民公益活動助成金 スタートアップ助成★申請団体募集

かわさき市民公益活動助成金は、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、市内で公益的な活動を行っている市民活動団体の「事業」を資金面から支援する制度です。

※公益＝不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する

【この制度は、川崎市の補助金（\*1）および公益財団法人河川財団からの助成金（\*2）を原資としています】

（\*1）平成28年度予算の川崎市議会での成立を前提としています。

（\*2）多摩川エコミュージアムプランの推進等に資する自然環境や歴史・文化に関する調査研究等の諸活動を支援することを目的としています。

## 募集期間

平成 27 年 11 月 25 日(水) から 平成 28 年 2 月 29 日(月) まで

当センター必着（最終日の窓口提出は17時まで）

## 提出書類【すべて必須】

- (1)かわさき市民公益活動助成金申請書(第1号様式:P1-6) ※当センターホームページからもダウンロードできます
- (2)団体の規約・会則
- (3)団体の平成26年度決算書および27年度・28年度予算書

- ・ 手書きで申請書を記入する場合は、ボールペンを使用してください。（鉛筆書き不可）
- ・ 団体の規約・会則および予算書がない場合は作成し、添付してください（見込みでも構いません）。
- ・ 団体の平成28年度予算書は、当助成金の申請事業予算との関連性を明確にして提出してください。
- ・ 提出書類は返却しません。必ず写しを保管してください。

## 応募方法

上記提出書類を、期日までに当センターまで持参または郵送で提出してください。

## 助成対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の期間に行われる事業



## 助成対象となる団体

※ 該当の可否でご不明な点は直接お問い合わせください。

次の要件をすべて満たす団体

- 1 市民活動(\*1)を行っている団体であること。(暴力団または暴力団が関与する団体を除く)
- 2 市内を活動拠点としていること。(事務所の所在地は不問)
- 3 主たる構成メンバー(\*2)に、市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていること。

### ☞(\*1) 市民活動とは？

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に活動に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動をいいます。

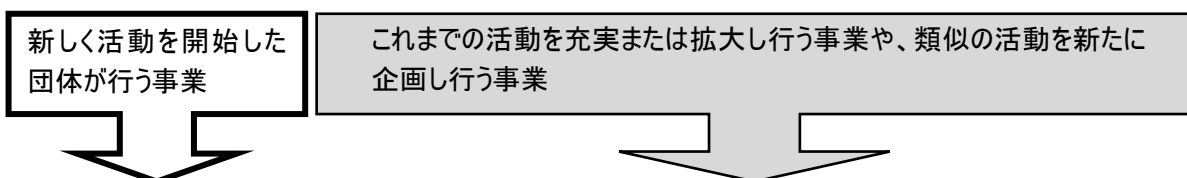
ただし、布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動を除きます。

### ☞(\*2) 団体の主たる構成メンバーとは？

代表者、副代表者、事務局長、庶務、会計など団体活動の中心的役割を担う者をいいます。



## 助成対象となる事業(助成メニュー:4種類)



助成メニュー	スタートアップ	ステップアップ30	ステップアップ100	ステップアップ200
助成額	10万円以内	対象経費の80%以内かつ30万円以内	対象経費の80%以内かつ100万円以内	対象経費の70%以内かつ200万円以内
申請資格 (平成28年4月1日現在)	3名以上で構成される発足後3年未満の団体  ・ 1団体1回のみ受給できます。	スタートアップの受給経験があり、5名以上で構成される発足後3年未満の団体  ・ 右記の同一事業3回までの回数には含まれません。	5名以上で構成される発足後概ね3年以上の団体  ・ 1団体1事業のみ申請できます。 ・ 同一事業では、100・200コースあわせて3回まで助成を受けることができます。但し毎回申請の上、審査を受ける必要があります。	

### 対象外の事業

他の助成金を平行して申請する場合の取扱い ☞ P6 Q3

- 1 申請事業が他から委託されたものである場合
- 2 川崎市または川崎市出資法人等から(1)申請事業と同一事業の補助金・助成金受給している場合、または、(2)団体運営に関する補助金・助成金を受給している場合(※申請段階で受給が決定している場合を含む。)
- 3 すでにステップアップ100・200において、通算3回の助成を受けた事業と同一の場合

## 対象となる経費 ※○印...認められる経費

※ 経費には、今回申請事業の記録・報告に関する諸経費も含めることができます。

※ 申請予算の費目間流用は原則として認められませんのでご注意ください。

費目	内容・例	別添資料の提出	スタート	ステップ
謝礼金等	講師等への謝礼、出演料、コーディネーター料、調査・研究等に係る謝礼等 ※ 1人あたりの金額の上限はありませんが、あまりに高額な講師の場合は費用対効果の面から審査します。 ※ 団体メンバー(とくに申請書P2「事業の運営体制」に掲げる実施スタッフ)への支払いは認められません。		○	○
旅費・交通費	移動等に係る交通費、通行料金、宿泊費等 ※ 交通費については団体メンバーも計上の対象となります。 ※ 地域の限定はありませんが、必要性の観点から審査します。		○	○
消耗品費	単価2万円未満の用紙代等の消耗品、材料、書籍等の購入費等		○	○
印刷製本費	公共施設等におけるコピーおよび印刷経費、業者等への印刷・製本に関する委託料等	必要 (業者見積等) ※委託時	○	○
通信運搬費	通信運搬に係る切手、メール便等		○	○
使用料・賃借料	施設等の会場使用料、車両・機器等の賃借料		○	○
備品費	単価2万円以上で、かつ当該事業に必要不可欠なもの	必要 (業者見積等)	×	○
当該事業に係る団体の運営維持費	※ <u>申請事業の実施に伴い新たに必要となった部分に限る</u> 事務所等賃借料、光熱水費、電話料金(*1)、アルバイト賃金(*2) <b>【算出方法】</b> (1)事務所等賃借料＝月額賃料(10万円以内)×借上期間 (2)光熱水費＝月額使用料×使用期間 (*1)電話料金についての考え方は記入の手引きP5をご参照ください。 (*2)団体メンバー(とくに申請書P2「事業の運営体制」に掲げる実施スタッフ)へのアルバイト賃金の支払いは認められません。	必要 (算出根拠の参考とした資料(写し))  ※事務所等賃借料、光熱水費、電話料金のみ	×	○
その他経費	各種保険料、振込手数料、その他上記費目以外の経費 ※ 他団体が主催する講座等への参加費や負担金は認められません。 ※ 広告宣伝費は原則として認められません。 ※ 会議や懇親のための飲食に係る経費は認められません。		○	○

※その他必要に応じ、見積等の提出をお願いする場合があります。

## 審査基準

審査にあたっては、当センターが設置した審査委員会において、申請内容を次の項目に基づき総合的に判断し、採点します。申請書の記入にあたってはこれらの視点を考慮してご記入ください。

審査項目	評価の視点
事業目的の公益性	事業に重要性・必要性があり、広く市民に利用や参加の機会が開かれているか。
事業内容の具体性	計画の内容、実施方法・スケジュールが具体的か、現実的に可能か。
事業の波及効果	他の市民活動団体や地域社会への広がりが期待できるか。
団体の自立性	団体としての継続性と将来性があるか。
事業実施の実務的な能力	事業の実施体制が整っているか、収支予算(収入見込み・支出計画)に整合性があり、妥当かつ適切に計上されているか。
総合的評価	上記をふまえ、助成金交付事業としてふさわしいかどうかを、審査委員がそれぞれの観点から、総合的に評価します。

## 審査・交付

経過	日程及び場所(予定)
<b>■ 公開プレゼンテーション</b> ※ 発表順は締め切り後にお知らせします。	4月17日(日) かわさき市民活動センター(武蔵小杉駅)
<b>■ 審査結果</b> 全申請団体あて書面にてお知らせします。	5月初旬頃
<b>■ 助成金の振込</b> 金融機関に振り込まれます。交付決定した団体は口座が必要です。	5月末

- ※ 申請額が満額認められない場合があります。
- ※ 交付決定にあたり条件がつけられる場合があります。
- ※ 審査は単年度ごとに行います。
- ※ 審査委員会での審議内容および審査順位は非公開です。



## 交付にあたって【重要】

### ■ 当助成金対象事業である旨の記載

助成金の原資である公的資金の用途を広く市民に知っていただくため、申請事業で作成する広報物や成果物などには必ず「平成28年度かわさき市民公益活動助成金対象事業」である旨を明記してください。また、助成金で購入した備品等にも、その旨をシールなどで表示していただきます。

### ■ 広報物・成果物について

上記で示した広報物や成果物（電子媒体も含む）などにおいて、著作権・肖像権などの侵害ならびに名誉棄損などの恐れのある記述等はしないようご注意ください。

### ■ 団体情報の変更、申請内容の変更および中止等の取扱い

事業実施期間中に団体情報の変更があった場合は、必ず事務局あて「助成金申請に係る団体情報変更届」を提出していただきます。

また、やむをえない理由による事業内容の変更および中止等についても、必ず事前に事務局に報告してください。「かわさき市民公益活動助成金事業変更申請書」を提出していただくことがあります。

### ■ 経費配分変更の取扱い

事業経費については、費目間流用は原則認められませんが、やむを得ない理由により経費配分に変更が生じた場合には、上記申請内容の変更と同様の取扱いとします。

### ■ 団体訪問

事業の進捗状況を確認するため、年度途中で団体訪問を実施予定です。

### ■ 事業実績報告

交付団体には、事業終了後、年度末に「事業実績報告書」および関連書類を提出していただきます。また、平成29年4月に開催する公開事業報告会で報告していただきます。事業報告会での報告がない場合は助成金を返還していただくことがあります。なお、事業実績報告については助成金事業の広報に活用させていただきます。

### ■ 助成金額の確定

実施した事業は、公開事業報告会での報告をもって事業完了とします。また、公開事業報告会終了後に送付予定の「助成金額確定通知書」をもって、助成金額を確定します。

事業の実施過程でやむをえず申請事業中止または内容変更等が発生した場合等は、助成金を返還していただくことがあります。

### ■ 提出物遅延に関する取扱い

指定期日までに申請書類の提出がない場合は、助成金が交付されないことがあります。また、報告書類の提出がない場合は返還が生じることがあります。

## 災害ボランティア活動助成金制度のご案内

当センターでは、かわさき市民公益活動助成金のほか、ボランティア・市民活動団体等が地震・台風等の災害で被災した地域等で救援活動をするにあたり、予算内で活動経費の50%以内かつ上限10万円を助成しています。申請の際は当センターまでお問合わせください。対象となる活動や経費内容に関する相談にも応じています。

【詳細は <http://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/josei/saigai-josei>】



## 申請に関する Q&A

これまでに寄せられたお問合せのうち、数多く寄せられた質問を中心にお答えしています。掲載内容以外の質問につきましては事務局まで直接お問合せください。応募期間以外でも随時受付けています。

**Q1** 過去にどのような団体が受給していますか？

⇒ かわさき市民活動センターホームページで過去の受給団体を掲載しています。そちらをご覧ください。

**Q2** 1団体で複数(2件以上)の申請は可能ですか？

⇒ 複数申請はできません。申請できるのは1団体につき1件です。

**Q3** 同一事業で他の助成金申請を平行して申請することはできますか？

⇒ 川崎市および川崎市の出資法人などに同一事業で補助・助成、委託等を申請する場合は、決定後どちらか一方を選択していただきます。その他の助成金については問題ありません。なお、平行申請する場合は申請書 P. 4に状況を記入してください。

**Q4** 年度を越えて行う事業を申請することはできますか？

⇒ できません。当助成金は当該年度内(4月1日から翌年3月31日まで)の期間に実施される事業が対象です。

**Q5** 団体の会則(規約)、または決算書・予算書がないのですが。

⇒ 提出は必須ですので、作成し添付してください。会則(規約)については、ご希望により見本をお渡しします。また、団体発足から3年未満の団体の場合は、発足後の年度分で構いません。

**Q6** 提出書類以外に団体のリーフレット、活動写真、新聞の掲載記事などを添付してもいいですか？

⇒ 申請団体の公平性を担保するため、提出書類〔(1)申請書(第1号様式:P1~6)、(2)団体の規約・会則、(3)団体の平成26年度決算書および27年度・28年度予算書〕以外の添付は認めません。添付書類はいただいても審査の材料にはなりません。なお、申請にあたり団体活動情報の収集が必要な場合は、事務局から団体へ別途提供をお願いすることがあります。

**Q7** 活動準備期間は「活動実績」になりますか？

⇒ 算入してかまいません。

**Q8** 発足後3年未満/以上の「発足後」とは？

⇒ 団体が発足した日以降を意味します。とくに設立総会を行ってなくても構いません。

**Q9** ステップアップ100・200の申請資格にある「概ね3年以上」とは？

⇒ 団体発足から2年10か月が経過していることを意味します。

**Q10** 申請に事務所の有無は関係ありますか？ また、ある場合、事務所は市内にないといけませんか？

⇒ 事務所の有無は特に関係ありません。代表者の自宅などを事務所として有している場合でも結構です。また、事務所が市内になくても、おもな活動場所が川崎市内であれば申請できます。

**Q11** 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」とは？

⇒ 参加の機会が確保されるなど、広く市民に開かれた活動をいい、「公益」という言葉に置き換えられます。特定の個人・団体の利益を図るものではありません。

**Q12** 「これまでの活動を充実または拡大し行う事業や類似の活動を新たに企画し行う事業」とは？

⇒ 「これまでの活動を充実または拡大し行う事業」は事業の対象者・活動地域や時間等を充実または拡大して行うこと、「類似の活動を新たに企画し行う事業」とは、例えば障がい者の余暇活動を目的に行っていた「日帰りキャンプ事業」を、新たに「スポーツイベント事業」として企画することなどをいいます。

**Q13** 対象経費について、より詳細を知りたいのですが。

⇒ 詳細は別紙「記入の手引き」を参照ください。ご不明な点は事務局までお問合せください。

**Q14** 公開プレゼンテーションや報告会での報告は、代表者がしなければなりませんか？

⇒ 代表者である必要はありませんが、当日審査委員から質問される場合がありますので、申請事業内容（予算も含めて）について回答できる方をお願いします。

**Q15** 助成金が「満額認められない」場合とは？

⇒ 審査の過程で審査委員などから事業内容や経費について説明を求められる場合があります。状況により金額の査定を行い、申請額を減額し交付決定する場合があります。

## 個人情報の取扱いについて

当センターは、助成金申請・交付にあたり収集する個人情報を保護するため、「公益財団法人かわさき市民活動センター個人情報保護方針」に基づき適正な管理を行います。

### 公益財団法人かわさき市民活動センター個人情報保護方針

公益財団法人かわさき市民活動センターは、利用申込・各種申請等の個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、次の方針で取り扱います。

#### 1 法令等の遵守

個人情報の保護に関する法律及び関係する法令等を遵守します。

#### 2 利用目的の特定

個人情報は、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ御本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内で取り扱います。

#### 3 個人情報の適正な取得及び利用目的の明示

個人情報は適正な手段で取得し、その利用目的を明示します。

#### 4 正確性の確保

取り扱う個人データについては、利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 5 安全管理措置

(1) 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための適切な安全対策を講じます。

(2) 個人情報の保護についての職員への教育を行います。

(3) 個人情報の取り扱いを委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。

#### 6 第三者提供の制限

法令により例外として扱われる場合を除いて、あらかじめ御本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

#### 7 開示、訂正、利用停止等

御本人からの情報の照会、修正等の求めに対し、関係する法令等に基づき、速やかに対応します。

#### 8 苦情の処理

取り扱う個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。

#### 9 その他

本方針の内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

## 募集説明会

助成金の交付要件、当制度の概要、申請書作成のポイントや留意点を詳しく説明します。また後半では質疑応答の時間を設けます。皆さまぜひご参加ください。(すべて同じ内容です)

日 時		場 所
11月23日(月・祝)	10時～12時	かわさき市民活動センター会議室
12月 9日(水)	14時～16時	川崎区役所第1会議室(パレールビル7階)
12月16日(水)	14時～16時	多摩区役所1102会議室(11階)
12月20日(日)	14時～16時	かわさき市民活動センター会議室
12月23日(水・祝)	14時～16時	かわさき市民活動センター会議室

※ご希望により、出前説明会を行います。詳しくはお問い合わせください。

## 申請に関する事前相談

助成金の対象となる事業の見極め、助成金の基礎、申請書の書き方や対象経費の範囲など、助成金申請に係る各種相談に応じ、提出までをサポートしています。初めて申請する団体はなるべく事前相談をご利用ください。

平成 27 年度かわさき市民公益活動助成金交付団体

## 公開事業報告会開催のお知らせ

平成27年度交付団体の1年間の事業成果を報告します。団体と自由に交流できるスペースも設置しているので、個人・団体を問わず、興味・関心のある方ならどなたでも参加できます。今後の参考に、ぜひお気軽においでください。

【日 時】平成 28 年 4 月 10 日(日) 10:00～(予定)

【場 所】かわさき市民活動センター

〔 JR南武線「武蔵小杉」駅下車 徒歩3分・JR横須賀線「武蔵小杉」駅下車 徒歩5分  
東急東横線・目黒線「武蔵小杉」駅下車 徒歩2分 〕

【内 容】平成27年度かわさき市民公益活動助成金交付団体による事業成果報告

※ 詳細は下記までお問合せください。

### 《提出・問合せ先》

公益財団法人 **かわさき市民活動センター**

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12

電話: 044-430-5566 ファクス: 044-430-5577

E-mail [suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp](mailto:suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp)

U R L <http://www1.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp>